



厚生労働省岩手労働局発表
平成26年11月18日(火)

【照会先】
岩手労働局労働基準部賃金室
室長 藤本 行男
室長補佐 菅野 浩之
電話 019 - 604 - 3008

報道関係者 各位

岩手県特定（産業別）最低賃金（5業種）が改正されます

～ 5業種全て、平成26年12月18日から改正になります ～

岩手労働局（局長 ^{ゆみ} 弓 ^{のぶゆき} 信幸）は、5業種で定められている岩手県特定（産業別）最低賃金の改正について、平成26年11月18日（火）に官報に公示しました。

これにより、岩手県特定（産業別）最低賃金は、下記のとおり改正されます。

なお、全産業の全ての労働者に適用される「岩手県最低賃金」（注）は、平成26年10月4日から改正されています。

記

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金 時間額 755円（現行740円） 発効日 平成26年12月18日
岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 時間額 728円（現行718円） 発効日 平成26年12月18日
岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金 時間額 743円（現行729円） 発効日 平成26年12月18日
岩手県各種商品小売業最低賃金 時間額 741円（現行729円） 発効日 平成26年12月18日
岩手県自動車小売業最低賃金 時間額 765円（現行751円） 発効日 平成26年12月18日

（注）岩手県最低賃金 時間額 678円